

建設コンサルタント等業務への失格判断基準の適用について

名古屋港管理組合では、公共工事の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札対策に取り組んでいます。

この度、更なる対策の強化を図るため、**建設コンサルタント等業務について失格判断基準を適用**します。

改正時期

令和7年4月1日以降に発注する案件から適用します。

※「名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領」は名古屋港管理組合公式ウェブサイト（<https://www.port-of-nagoya.jp/>）ページ番号 1001002 に掲示してあります。

《建設コンサルタント業務等算定式》

業務区分	低入札価格調査制度における失格判断基準 (①+②+③+④) × 110 / 100			
	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	諸経費 × 50%		
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 60%	諸経費 × 60%
土木関係の建設コンサルタント業務	直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 50%	
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 90%	地質調査業務費(解析) × 80%	諸経費 × 50%
補償関係のコンサルタント業務	直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × 50%	

- ・ ①から④の合計額に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ・ 複数業種にまたがる場合は、各業種ごとの①から④までの合計額の総和に100分の110を乗じて得た額とします。
- ・ 地質調査業務は、調査基準価格と失格判断基準が同額となるため、調査基準価格を下回ると失格になります。
- ・ 算定式中の項目名等の記載に変更がありますが、算定基準に変更はありません。